

33. 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金

東京圏からの移住を促進するとともに、地域の雇用創出につながる創業や事業拡充を支援します！

事業の内容

1. 移住支援事業

- 東京圏から長崎県に移住し、就業（「エヌナビキャリア」掲載の対象求人への就職など）、創業、テレワーク又は関係人口の要件を満たす場合に移住支援金を給付
 - ▶ 補助対象：住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏から東京23区内に通勤していた方
 - ▶ 実施主体：市町（時津町を除く20市町）
 - ▶ 支援金額：100万円/世帯（単身世帯は60万円）
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算（市町によって要件異なる場合有）
 - ▶ 負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4

2. 地方就職学生支援事業

- 東京都内の大学等を卒業・修了する見込みであり、かつ、長崎県内に就職する際に、就職活動等にかかる経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）に要した経費を支援
 - ▶ 補助対象：東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、卒業・修了年度において東京圏内に継続して在住していること。
ただし、就職活動等に係る交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
 - ▶ 実施主体：市町（未実施の市町あり）
 - ▶ 補助額：①就職活動等に要した交通費の最大1/2（1回分限り）
②市町に移住する際にかかる移転費の実費
 - ▶ 負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4

3. 創業支援事業

- 地域課題の解決に資する社会的事業の創業にかかる経費を支援
 - ▶ 補助対象：長崎県内で上記創業を行う者
 - ▶ 執行団体：（一社）長崎県中小企業診断士協会
 - ▶ 補助率：創業に要する経費の1/2以内
 - ▶ 負担割合：国1/4、県1/4、事業者1/2
 - ▶ 補助上限：200万円
 - ▶ 公募期間：R7.4.10～5.30
（予定。追加公募可能性あり）
 - ▶ 事業期間：交付決定日～R7.12.31

各事業の詳細は、右記QRコードよりご確認ください。
（長崎県移住支援公式HP ながさき移住ナビ）



問い合わせ先

地域振興部 地域づくり推進課 UIターン・関係人口班
電話：095-895-2242 担当者：倉橋、池田
E-mail：s02510@pref.nagasaki.lg.jp